

意見募集要領

令和 7 年 5 月 21 日（水）

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

1 意見募集対象

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正

2 意見募集期間

令和 7 年 5 月 21 日（水）から同年 6 月 19 日（木）まで

※郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」に対する意見募集（パブリックコメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」から、以下の＜意見提出様式＞により御提出ください。意見入力フォームは意見募集期間のみ有効です。

＜意見提出様式＞（e-Gov 利用の場合）

○「提出意見」フォームには、下記のとおり御記載ください。

＜該当箇所＞以下の意見募集対象のうち、どちらに対する御意見であるか記載した上で、添付資料の意見対象箇所をページ数と行数を記載することにより明らかにしてください。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正

＜意見の要約＞100 字以内で記載してください。

＜意見の内容＞2,000 字以内で記載してください。

＜意見の理由＞可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。

○「郵便番号」、「住所」、「姓」、「名」、「電話番号」、「メールアドレス」フォームも必ず御記入ください。

② 郵送による提出の場合

以下の〈意見提出様式〉により、A4サイズの用紙に記載の上、封筒表面に『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等』に関する意見」と明記して、以下の宛先まで送付してください。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 宛て

〈意見提出様式〉（郵送の場合）

件名：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）等」に関する意見

宛先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

郵便番号・住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

〈該当箇所〉以下の意見募集対象のうち、どちらに対する御意見であるか記載した上で、添付資料の意見対象箇所をページ数と行数を記載することにより明らかにしてください。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正

〈意見の要約〉100字以内で記載してください。

〈意見の内容〉2,000字以内で記載してください。

〈意見の理由〉可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。

〈注意事項〉

- 御意見は日本語で提出してください。
- 記入漏れや、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効とさせていただきます。
- URLへの直接リンクによる御意見は無効とさせていただきます。
- 御意見に対する個別の回答はしかねます。
- 御提出いただいた御意見については、氏名、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレス等を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。
- 意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○ 消印が締切日以後のものや以下に該当する内容については無効とさせていただきます。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とした内容

4 資料の閲覧又は入手の方法

○ 電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

○ 郵送による入手

郵送による送付を希望される場合は、180 円分の切手を貼付し、宛先に送信先の郵便、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、封筒表面に「『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等』関係資料希望」と明記し、以下の宛先まで送付してください。切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けしかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 宛て

5 問合せ先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話番号：03-3581-3351（代表）